第２号様式（第５条関係）

誓　約　書

奈 良 県 知 事　　殿

奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業補助金交付要綱第５条の規定に基づく補助金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。この誓約に違反又は相違があり、同要綱第15条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第16条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

＊　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申込できません。

□　補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないことを誓約します。

□　私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

(7) 第２号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

□　本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外には一切使用しないことを誓約します。

□　本事業に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと、及び、県職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応することを誓約します。

□　同一の事由で、国、県又は市町村からの給付金や補助金を併給していないことを誓約します。

　　　年　月　日

（企業の所在地）

（企業の名称）

（代表者の職・氏名）